

豊中市生垣緑化助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、民有地緑化の促進を図るため、生垣を設置する市民に技術的助言及び助成を行い、みどりのまちづくりを市民とともに進め、良好な生活環境を確保し、豊中市環境の保全等の推進に関する条例の実現を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、本市の区域内において、次条の基準に該当する生垣を設置し、その土地に居住し、又は事業を営む者とする。ただし、国・地方公共団体等公的機関及び宅地建物の分譲を業とする者は除く。

(助成の基準)

第3条 助成の対象となる基準は、設置しようとする生垣が次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 住宅用地又は事業所用地等の民有地（以下「対象土地」という。）の道路（原則幅員4m以上）に面する部分において、全部又は一部に設けられ、外部から眺望できること
- (2) 延長が、2m以上であること
- (3) 5年以上保存し、育成管理できるもの
- (4) 樹木の本数は、1m当りおおむね3本以上で、その高さは、1m以上（1m未満の低木を含めて植栽し、連続した植樹帯を形成する場合には、この限りでない。）であること

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条の基準を満たす生垣の設置に要する経費の5分の4（算出した額に100円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）とし、1件当りの最高限度額は100,000円とする

- 2 助成金の交付は、対象土地1箇所につき1回とする。ただし、当該工事完了後1年以内の追加工事1回に限り、当初工事との合算額が前項で規定する限度額の範囲内で交付することができる。

(助成金の交付申込)

第5条 生垣を設置し、助成金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、生垣を設置する前に申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事場所位置図
- (2) 植栽計画平面図
- (3) 工事金額の概算の根拠となる資料
- (4) 工事前の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査を行ったうえで助成金交付の適否を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(工事完了届)

第7条 申込者は、第5条に基づく生垣設置が完了したときは、すみやかに完了届（様式第3号）に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 植栽実績平面図
- (2) 生垣の設置に要した経費の詳細がわかる領収書（写し可）
- (3) 工事後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付額の確定)

第8条 市長は、前条の完了届を受理したときは、審査を行ったうえで助成金の交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の助成金の交付額の確定に基づき、申込者からの請求（様式第5号）により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、申込者が次の各号の一に該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申込があったとき。
- (2) その他、不正行為があったとき。

(助成金の調整)

第 11 条 市長は、本市の実施する他の緑化助成金と趣旨を同じくする給付（現物給付を含む。）を受けることができる者に対しては、本要領による助成は行わない。

- 附 則** この要領は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則** この要領は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則** この要領は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則** この要領は平成 18 年 5 月 15 日から施行する。
- 附 則** この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則** この要領は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。